

## 【キャッシュレスサービス利用規約】

**(趣旨)第1条** キャッシュレスサービスの利用者及び運営については、他の規約に特別に定めがある場合を除くほか、この規約の定めるところによります。

**(定義)第2条** この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。(1)会場 ポートレース児島をいいます。(2)運営者 倉敷市をいいます。(3)舟券 勝舟投票券をいいます。(4)キャッシュレスサービス 舟券の購入、払戻金及び返還金の交付並びに入場料の収納について、電子マネーにより精算及び決済を行うこと、また、利用に応じてポイントが付与され、利用者特典が受けられるサービスをいいます。(5)電子マネー 電子カード(以下「K Smart Card」という。))に電子的方式で記録された金銭的価値の額を電子情報化したものをいいます。(6)チャージ K Smart Cardに電子マネーを設定することをいいます。(7)利用者等 利用者及び利用を希望する方をいいます。(8)利用手続き 第6条に規定する手続きをいいます。(9)更新手続き 第10条に規定する手続きをいいます。(10)解約手続き 第11条に規定する手続きをいいます。(11)本人特定事項 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号及び電子メールアドレスをいいます。

**(運営)第3条** キャッシュレスサービスは、運営者が運営します。

**(規約の変更)第4条** 運営者は、一定の予告期間をもって運営者所定の方法により利用者に通知した場合は、この規約の全部又は一部を変更することができます。この場合において予告期間内に、利用者が解約手続きをしない場合は、利用者は、その変更を承諾したものとみなします。

**(利用資格)第5条** 利用者はこの規約を確認し、これらを遵守することを同意した方で、運営者が定める利用資格を有している方とします。2 次の各号のいずれかに該当する方は、キャッシュレスサービスの利用者となることができます。(1)二十歳未満の者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 (2)禁錮以上の刑に処せられた方又は競馬法(昭和23年法律第158号)、自転車競技法(昭和23年法律第209号)、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)若しくはモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定に違反して罰金の刑に処せられた方 (3)集団的若しくは常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為をおそれがあると認めると定めるに相当な理由がある方 (4)他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるとに足りる相当な理由がある方 (5)モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第11条の規定により舟券の購入が禁止されている方 (6)運営者から連絡することができる電話番号を有していない方 (7)この規約の違反により除名処分を受けたことがある方 (8)既に利用者であって二重に利用資格を得ようとする方 (9)前各号に掲げるもののほか、運営者が利用者として不適正であると判断した方

**(利用の申込み)第6条** 利用を希望する方は、運営者所定の手続きを行うことにより、利用者となります。

**(K Smart Card)第7条** 運営者は、利用者に対し、K Smart Cardを発行します。

**(暗証番号)第8条** 利用者は、K Smart Cardに暗証番号を設定します。

**(利用者資格の有効期間)第9条** 利用者資格の有効期間は、利用の申込み日から2年間とします。

**(利用者資格の更新)第10条** 利用者資格の有効期間が満了する日までに利用者が電子マネーで舟券を購入した場合は、利用者資格の有効期間は、その購入した日から2年間が経過するまでの期間に更新されます。

**(解約)第11条** 解約を希望する利用者は、運営者所定の手続きを行い、その手続きの完了をもって、解約となります。

**(除名等)第12条** 運営者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に利用者に通知又は催告をすることなく、除名又は利用者資格の一時停止をすることができます。(1)利用手続きに係る書類に虚偽の記載をして提出したことが判明した場合 (2)第5条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合 (3)第23条各号のいずれ

かの行為をしたと運営者が判断した場合 (4)この規約に違反した場合

**(利用者資格の喪失)第13条** 利用者は次の各号に掲げる事由により、その資格を失います。(1)利用者資格の有効期間の満了 (2)解約又は除名 (3)死亡

**(利用範囲)第14条** 利用者は、会場に限り、キャッシュレスサービスを利用することができます。

**(K Smart Cardの管理)第15条** 利用者は、善良な管理者の注意をもって、K Smart Card及び暗証番号の保管及び管理をしなければなりません。

**(自己責任の原則)第16条** 利用者は、キャッシュレスサービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について一切の責任を負わなければなりません。2 利用者は、キャッシュレスサービスの利用に関して、問い合わせ、苦情その他の意見又は紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決しなければなりません。3 利用者は、キャッシュレスサービスを利用してなされた行為により、第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。

**(K Smart Cardの提示)第17条** 利用者は、キャッシュレスサービスを利用する際に運営者が求めた場合は、K Smart Cardを提示しなければなりません。

**(K Smart Cardの再発行)第18条** 利用者は、紛失、盗難、汚損その他の事由により、K Smart Cardを使用することができなくなった場合は、運営者所定の手続きを行い、その実費を負担することにより、K Smart Cardの再発行を受けることができます。2 前項の規定による実費は、1,000円とします。

**(K Smart Cardの返還)第19条** 利用者は、その資格を喪失した場合は、速やかにK Smart Cardを返還しなければなりません。

**(利用者資格の譲渡の禁止等)第20条** 利用者は、その資格を第三者に譲渡又は貸与をすることはできません。2 利用者は、その資格に真権、譲渡担保権その他の権利を設定することはできません。

**(変更の届出)第21条** 利用者は、本人特定事項その他届出事項に変更があったときは、速やかに運営者所定の手続きを行わなければなりません。

**(異議申立て)第22条** 利用者は、キャッシュレスサービスの利用について異議がある場合は、その利用した日から60日以内に、運営者に異議を申し立てなければなりません。

**(禁止事項)第23条** 利用者は、キャッシュレスサービスの利用に当たり、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。(1)K Smart Cardの偽造若しくは変造又は不正に作成されたK Smart Cardの使用 (2)K Smart Cardの第三者への貸与又は譲渡 (3)他の利用者又は運営者に迷惑、不利益又は損害を与える行為 (4)他の利用者又は運営者に対する差別又は誹謗中傷 (5)他の利用者又は運営者の名誉又は信用を毀損する行為 (6)運営者又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為 (7)運営者又は第三者になりすます行為 (8)キャッシュレスサービスの運用に支障を与える行為 (9)その他法令又は公序風俗に違反する行為 (10)前各号のいずれかの行為を援助又は助長する行為 (11)前各号のいずれかの行為をするおそれがある行為

**(サービス内容の変更等)第24条** 運営者は、事前に利用者に通知することなく、サービスの内容又は名称を変更することがあります。2 運営者は、サービスの提供に関して個別に規定を設けることができ、その個別の規定に基づき個別の料金を利用者に求めることができます。

**(サービスの一時停止)第25条** 運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に利用者に通知することなくサービスを一時停止することがあります。(1)設備の点検、保守又は改修を緊急に行う場合 (2)天災、火災、停電、戦争、暴動、労働争議その他の事由によるサービスの提供ができなくなった場合 (3)運用上又は技術上の理由によりサービスの一時的な中断が必要であると運営者が判断した場合 (4)競走の中止又は順延によりサービスの提供ができなくなった場合

**(サービスの中止)第26条** 運営者は、サービスの全部又は一部を中止することがあります。この場合において、運営者は、運営者所定の方法により、その中止する日の3箇月前までにその旨を利用者に通知します。

**(免責)第27条** 運営者は、次の各号に掲げる場合は、一切の責任を負いません。(1)第18条に規定する事由の如何にかかわらず、第三者がK Smart Cardを用いてなされた行為により、利用者又はその第三者以外の者に損害を与えた場合 (2)第25条に基づくサービスの一時的な中断により、利用者に損害が生じた場合 (3)サービスの提供により、利用者又はその第三者以外の者に損害が生じた場合 (4)サービスを利用したこと又はサービスを利用できなかったことにより、利用者に損害が生じた場合 (5)特典の第三者による不正な受取り、配送遅延、紛失又は盗難により、利用者に損害が生じた場合 (6)その他利用者がこの規約に違反したことにより、利用者又は第三者に損害が生じた場合

**(チャージ)第28条** 利用者は、会場内のチャージ精算機で電子マネーを設定することができます。2 前項の規定による電子マネーの設定は、10円を単位とします。

**(舟券の購入)第29条** 利用者は、キャッシュレス投票機でK Smart Cardの認証を受けた場合は、電子マネーで舟券を購入することができます。2 前項の規定による舟券の購入は、100円を単位とし、チャージされている電子マネーの残高を限度とします。

**(売買契約の成立等)第30条** 利用者は、キャッシュレス投票機において、購入する舟券の内容を確認した旨を通知することにより、舟券の購入を申込みことができます。2 舟券の購入に係る売買契約は、キャッシュレス投票機において、前条の規定による申込みを承諾した旨を表示した時に成立します。3 利用者は、成立した売買契約の解除又は変更をすることができません。4 運営者は、利用者に代わって、発売した舟券を受領します。

**(払戻金及び返還金)第31条** 払戻金及び返還金の交付は、直ちにK Smart Cardにチャージすることにより行います。

**(電子マネー残高の確認)第32条** 利用者は、K Smart Card端末機で電子マネー残額を確認することができます。

**(電子マネーの精算)第33条** 利用者は、K Smart Cardの暗証番号を入力することにより、チャージ精算機で、電子マネーの額を現金で精算することができます。ただし、利用者資格を喪失している場合はこの限りではありません。

**(電子マネーの精算期限)第34条** 電子マネーの精算期限は、第9条及び第10条の規定に準じるとします。2 前項の精算期限を超えた電子マネーは、関係法令に基づき処理します。

**(ポイントの取得)第35条** 利用者は、次の各号に掲げる場合は、ポイントを取得することができます。(1)舟券を購入した場合(その舟券の投票が無効となった場合を除く。)(2)前号のほか、運営者が指定するサービスを利用した場合 2 ポイントの取得比率は、別に定めるところによります。

**(ポイントの交換)第36条** 利用者は、運営者所定の方法により、取得したポイントの特典と交換することができます。2 前項の規定による交換の比率、期間その他の条件は、別に定めるところによります。

**(特典)第37条** 利用者は、運営者が指定する場所において、特典を受取ることができます。2 前項に規定する場所で引渡すことが困難であると認める場合は、特典を利用者の住所に送付することがあります。この場合において、その特典が運営者に返送されたときは、利用者は、その特典を受取る権利を失います。

**(ポイントの取消等)第38条** 運営者は、利用者がこの規約に違反した場合は、事前に利用者に通知又は催告することなく、次の各号に掲げる措置を講じることができます。(1)ポイントの全部又は一部の取消し (2)ポイントの取得又は利用の停止

**(ポイントの有効期間)第39条** ポイントの有効期間は、その取得の日から1年後の月末とします。

**(ポイントの失効)第40条** 利用者資格を喪失した場合は、直ちにポイントに関する一切の権利を失います。

**(ポイントの制限事項)第41条** 利用者は、次の各号に該当する行為を行うことはできません。(1)他の利用者又は第三者へのポイントの譲渡 (2)他の利用者が所有するポイントとの合算 (3)第三者によるポイントの特典との交換 (4)第三者によるポイントの特典の受領 (5)ポイントの特典との交換の取消し (6)ポイントの返還の請求

**(個人情報の保護及び管理)第42条** 利用者等は、運営者が必要な保護措置を行ったうえで、次の各号に掲げる利用者等の個人情報をこの規約に基づき取扱うことに同意するものとします。(1)本人特定事項及び暗証番号 (2)前号のほか、利用手続き、更新手続き又は解約手続きに際して利用者等が提出した書類に記載された事項

**(個人情報の利用目的)第43条** 運営者は、利用者等の個人情報を次の各号に掲げる利用目的を達成するために必要な範囲で利用します。(1)K Smart Cardの発行 (2)更新手続きのための書類の送付 (3)各種サービスの提供 (4)各種サービス、特典、キャンペーンその他の事項のご案内 (5)アンケート調査の実施及びアンケート調査のご協力に対する謝礼の贈呈 (6)懸賞の抽選、懸賞当選の通知及び賞品の発送 (7)利用者等からの問合せ、ご要望その他の事項への回答又は対応 (8)個人情報の取扱いに関する利用者等の同意を得るための書類若しくは電子メールの送付又は電話連絡 (9)その他利用者等からの同意を得た範囲における理由 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営者は、個人情報を取扱うことができます。(1)法令に基づく場合 (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者等の同意を得ることが困難であるとき (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、利用者等の同意を得ることが困難であるとき (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者等の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

**(個人情報の開示、訂正及び削除)第44条** 利用者等は、運営者所定の方法により、運営者に対して、運営者が保有する事故に関する個人情報を開示するよう請求することができます。運営者が保有する個人情報の内容が万一不正確又は誤りであることが判明した場合は、運営者は、速やかに訂正又は削除に応じます。

**(委託先への提供)第45条** 運営者は次の各号に掲げる業務を委託する場合は、個人情報をその委託する第三者に提供します。(1)個人情報のデータの入力に関する業務 (2)各種案内若しくは書類の送付又は特典若しくは賞品の発送に関する業務 (3)個人情報 が保存されている電子計算機の保守に関する業務

**(個人情報の取扱いに関する不同意)第46条** 運営者は、利用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を断り、又は解約手続きをとることがあります。(1)利用手続きに必要な事項の記載を希望しない場合 (2)第41条に定める個人情報の取扱いについて承諾しない場合

**(保存期間)第47条** 運営者は、次の各号に掲げる方の個人情報をその各号に定める日から1年間保存します。(1)利用を希望する方 利用を断った日 (2)利用者 利用者資格を喪失した日 2 運営者は、前項の期間が経過した場合は、個人情報の廃棄又は消去をします。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならない場合は、この限りではありません。

**(その他)第48条** 本規約に定めのない事項で問題が生じた場合は、運営者が決定権を有するものとします。